

石川県警察証拠物件取扱保管に関する訓令の制定について

平成8年1月4日捜一甲第1号、務甲第3号、生企甲第4号、交企甲第2号、公甲第2号
警察本部長から各部・課・署長あて

対号 昭和58年3月15日付け捜一発第146号、捜二発第134号、鑑発第111号、務発第154号、防発第157号、保発第123号、公発第166号、備発第192号、交指発第123号「石川県警察証拠物件保管取扱いに関する訓令の制定について（通達）」

犯罪捜査に関し押収又は採取した証拠物件（以下「証拠物件」という。）の取扱い及び保管については、対号通達により実施してきたところであるが、より実情に即した証拠物件の取扱い及び保管を明確にして、証拠物件の一層適正な取扱い及び保管の推進を図るため、このたび、「石川県警察証拠物件保管取扱いに関する訓令」（昭和58年石川県警察本部訓令第7号。以下「訓令」という。）の全部を改正することとした。

制定の趣旨、要点及び留意点は次のとおりであるから、証拠物件の適正な取扱い及び保管の推進に努められたい。

なお、本訓令については、新旧対照表を添付の上、別途示達済みのものである。また、対号通達は廃止する。

記

第1 制定の趣旨

証拠物件は犯罪の立証のための重要な資料であり、また、その押収の継続は所有者等の私法上の権利にかかわるものであるため、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないようその取扱い及び保管には特に慎重を期さなければならない。とりわけ、近年、弁護活動の活発化及び事実認定の厳格化に伴い物的証拠の重要性はとみに高まっているとともに、公判廷において物的証拠についてもその証拠能力及び信用性が激しく争われる傾向にあることから、その取扱い及び保管の手続等について明確に定め、これらの管理に係る事故を防止することにより適正な捜査運営に寄与することを目的とするものである。

第2 要点

1 証拠物件の取扱い及び保管の基本

証拠物件の取扱い及び保管の基本として、証拠価値の保全及び個人保管の禁止並びに速やかな（仮）還付等について規定した。

2 対象物件

訓令にいう対象物件を証拠物件（押収物件並びに指紋及び足こん跡を除く採取資料）と定めた。

3 保管区分

保管区分を短期保管と長期保管に区分した。

4 管理体制の確立

管理責任者等を設置するなどして、保管責任を明確にし、管理体制の確立を図った。

5 簿冊等による証拠物件の管理

備付簿冊の様式を定めるとともに、保管区分に従った登載及び保管中の証拠物件の出納要領等を規定した。

6 保管場所と保管方法

保管区分による保管場所及び特殊物件の保管場所を定め、その保管要領と手続を規定した。

7 点検

管理責任者は年2回以上、保管責任者は随時点検を行うと定め、その点検要領を規定した。

8 引継ぎ及び事故報告

人事異動等における管理責任者、保管責任者及び取扱責任者による証拠物件の事務引継ぎ及び事故報告要領を規定した。

9 公訴時効完成に係る押収物件の措置

原則として公訴時効完成前6か月以内に事件記録とともに送致するものと規定した。

10 鑑定証拠物件の取扱保管

警察本部鑑識課が鑑定嘱託等を受理した場合における当該証拠物件の保管責任を明確にした。

第3 運用上の留意点

1 定義（第4条関係）

- (1) 採取資料について、指紋及び足こん跡を除いた有形資料としている理由は、指紋については、指紋等取扱規則（国家公安委員会規則）、指紋等取扱細則（警察庁訓令）及び石川県警察指紋等取扱細目によりまた、足こん跡については、足跡取扱規則（国家公安委員会規則）、足跡取扱細則（警察庁訓令）及び石川県警察の足跡取扱いに関する訓令によりそれぞれ取扱い及び保管について詳細に規定しているからである。よって本訓令にいう採取資料とは、指紋及び足こん跡を除き、かつ、押収以外の手続によって得た有形の採取資料をいうものである。
- (2) 長期にわたり押収等を継続している押収物件については、取調べ等のための保管設備から一時的に出す仮出しはほとんどなく、一方、押収後間もない押収物件については、仮出しが頻繁にあると見込まれることから、その区別を明確にし、それぞれの性質に応じた取扱い及び保管を行うこととし、原則として、最初に押収物件を押収してから1か月を経過した事件の押収物件を

長期保管とし、それに至るまでの押収物件を短期保管とすることとした。

- (3) 仮出しとは、取調べ等のため保管設備から一時的に出すことをいうものである。
- (4) 払出しとは、送致、移送、還付等のため、終局的又は長期にわたり証拠物件の保管を解除することをいうものである。

2 管理体制（第5条 - 第10条関係）

- (1) 証拠物件の取扱い及び保管については、当該事件担当の各課（課長制のない警察署においては係）ごとに取扱責任者を明確にしておくこと。ただし、課制のある警察署にあっては、短期保管については各係ごとに取扱責任者を置くなどして運用するものとする。
- (2) 警察署の取扱責任者について、当該証拠物件が採取資料である場合は、鑑識担当の主任以上の者を充てるなど効果的運用を図るものとする。
- (3) 休日等において当直員が証拠物件を押収又は採取した場合は、当直責任者が当該証拠物件の取扱い及び保管の責に任ずることとなるが、速やかに事件担当課の保管責任者に引き継ぐものとする。

3 簿冊の備付け（第11条関係）

- (1) 訓令第13条にも記載要領が定められているが、証拠物件管理簿は、初めて押収物件を押収した場合に登載し、押収種別により押収関係書類の写しを添付する。また、採取資料保存簿は、採取資料を採取した場合に登載する。
- (2) 証拠物件保存簿は、長期保管が必要となった押収物件について、証拠物件管理簿から登載換えするもので、犯罪捜査規範に定めがあるが、払出し欄は設けてあるものの出し入れ欄が設けられていないため、出し入れについての取扱いを明確にするため証拠物件出納簿に記載するものとした。
- (3) 証拠物件出納簿は、長期保管、短期保管を問わず、証拠物件管理簿に登載された押収物件を仮出し及び払出しする際に記載し、保管中の押収物件の出納状況を明らかにしておくものとした。
- (4) 採取資料の仮出し及び払出しについては、採取資料保存簿に記載し状況を明らかにしておくものとした。

4 保管庫の整備（第12条関係）

保管設備については、キャビネット等の保管庫及び資料保管庫、専用の保管倉庫、専用の金庫又はこれに代わる設備の特殊物件保管庫を整備して、それぞれの区分に従って保管するよう配慮するとともに、証拠物件の数量等により、同一保管設備に保管する場合でも、混同、紛失その他の事故が生じないように区分整理して収納保管しなければならない。

5 証拠物件の取扱い及び保管措置（第13条関係）

- (1) 証拠物件を保管責任者に引き渡す場合において、交番及び駐在所員が看守のない申達箱に入れ、地域幹部をして事件担当課に配布されるときは、途中紛失も考えられるので特に証拠物件引継書（別添様式1）により引受者の確

認印をとりその徹底を期すように配意するものとする。

- (2) 証拠物件の引受けは、保管責任者が行うことを原則とするが、事務の支障その他の理由によりこれができないことも考えられる。この場合は、取扱責任者が引き受けることができるものと解して差しつかえないが、速やかに保管責任者に報告しなければならない。
- (3) 取扱責任者は、証拠物件管理簿から証拠物件保存簿に証拠物件の登載換えを行う場合、捜査主任官とも連絡をとり必ず保管責任者の指揮を受けて行うよう留意するものとする。

6 証拠物件の保管場所及び保管方法（第14条関係）

- (1) 証拠物件は、特に必要のある場合以外は交番、駐在所等に保管してはならない。
- (2) 証拠物件のうち、危険物又は滅失若しくは損傷するおそれのあるもので廃棄又は換価処分を行う場合は、廃棄処分書又は換価処分書により、明らかにしておかなければならない。
- (3) 証拠物件のうち、現金、けん銃、覚せい剤等の特殊なものについては、特殊物件保管庫に保管しなければならないとしているが、多額の現金及び高価な貴金属等については、必要により会計課（係）に保管を依頼することにも配意しなければならない。
- (4) 自転車、オートバイ等の証拠物件の保管について、それが長期に及ぶ場合は、証拠保全の措置をとった後遺失物法第11条（犯罪者の置去り品）による処置についても考慮しなければならない。

7 証拠物件の仮出し及び払出し（第16条関係）

取調べその他捜査上の必要のため証拠物件を仮出し及び払出しをする場合は、捜査主任官の要請によって行うことが適当と認められるのでそのように運用するものとする。

8 点検（第17条関係）

- (1) 管理責任者等証拠物件の取扱い及び保管の任に当たる者は、証拠物件の保管状況について定期及び随時の点検を実施しなければならない。
- (2) 管理責任者及び保管責任者が証拠物件の点検を行う場合、必要によっては捜査主任官を立会させるなどして行い、証拠物件管理簿、証拠物件保存簿、証拠物件出納簿及び採取資料保存簿と照合することはもちろん、証拠物件の変質、変形、損傷等の異常の有無及び年別、事件別整理状況の適否並びに押収物件の公訴時効の期限について徹底して行うものとし、単に員数確認で終わることのないよう配意しなければならない。

9 引継ぎ（第18条関係）

証拠物件が最も紛失するおそれのある機会は、取扱責任者等担当者の異動等の際における引継ぎの不徹底によることが考えられる。よって、証拠物件の引継ぎにおいては、点検の場合と同様必ず関係簿冊と照合して確実な引継ぎを行

い、責任の所在を明確にしておかなければならない。

10 公訴時効完成に係る押収物件等（第19条関係）

刑事訴訟法第246条（司法警察員から検察官への事件送致）の解釈については、疑義あるところであるが、公訴時効完成にかかる事件の押収物件等については、送致を受けた検察官の事件処理の問題もあるので時効が完成する日から逆算して6か月に至った時点で送致できることとした。しかし、これはあくまでも原則規定であって事案によっては、時効寸前まで送致せず捜査を尽くすことは当然である。ただ、捜査を尽くしても検挙することができないと認められる事件で、かつ証拠物件の保管管理上支障がある場合については検察官と連絡の上時効完成6か月前に送致することにも配慮するものとする。

様式 1

証 拠 物 件 引 継 書

押 収 年 月 日	証 拠 品 名	数 量	差出人(被押収者)	引 渡 月 日	引 受 者	引 渡 月 日	引 受 者	備 考

(注) 引受欄が2か所設けられているのは、地域幹部を経由した場合にその経過を明らかにしておくためのものである。